木城町告示第6号

令和5年第2回木城町議会定例会を、次のとおり招集する。 令和5年2月24日

英俊

1 期 日 令和5年3月3日(金)午前9時2 場 所 木城町議会議場	
2 場 所 木城町議会議場	
○開会日に応招した議員	
久保富士子君 桑原 勝広君	
森 伸夫君 眞鍋 博君	
神田 直人君 黒木 泰三君	
後藤和実君甲斐政治君	
中武 良雄君	
○3月6日に応招した議員	
同上	
○3月13日に応招した議員	
同上	
○応招しなかった議員	

令和5年 第2回(定例)木 城 町 議 会 会 議 録(第1日)

令和5年3月3日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和5年3月3日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
 - 1) 議長の諸般の報告
 - ①議長の会務報告
 - ②例月現金出納検査結果の報告
 - ③定期監査結果の報告
 - ④議員派遣の報告
 - 2) 町長の行政報告
 - ①町長の政務報告
- 日程第4 町長の施政方針説明
- 日程第5 議案第3号 令和4年度木城町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第6 議案第4号 令和4年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第7 議案第5号 令和4年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第8 議案第6号 令和4年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第9 議案第7号 令和4年度木城町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第10 議案第8号 令和4年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第9号 木城日々新まちづくり条例の制定について
- 日程第12 議案第10号 木城町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第13 議案第11号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第12号 木城町ろうふく農園条例の制定について
- 日程第15 議案第13号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関 する条例の制定について
- 日程第16 議案第14号 木城町議会議員及び木城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関 する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第15号 木城町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18 議案第16号 木城町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい 7 日程第19 議案第17号 職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定につい 7 日程第20 議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例の制定について 日程第21 議案第19号 木城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改 正する条例の制定について 日程第22 議案第20号 木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について 日程第23 議案第21号 木城町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について 日程第24 議案第22号 木城町はり、きゅう、マッサージ等施術費助成に関する条例の一部を 改正する条例の制定について 日程第25 議案第23号 木城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 日程第26 議案第24号 木城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の制定について 日程第27 議案第25号 木城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の制定について 日程第28 議案第26号 令和5年度木城町一般会計予算 日程第29 議案第27号 令和5年度木城町国民健康保険事業特別会計予算 日程第30 議案第28号 令和5年度木城町介護保険特別会計予算 日程第31 議案第29号 令和5年度木城町後期高齢者医療特別会計予算 日程第32 議案第30号 令和5年度木城町簡易水道事業会計予算 日程第33 議案第31号 令和5年度木城町下水道事業会計予算 日程第34 議案第32号 西都児湯情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体 の数の増加及び西都児湯情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約 の変更について 日程第35 議案第33号 国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託に関する規約の廃止 について

日程第36 議案第34号 木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第37 議案第35号 木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第38 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第39 予算審査特別委員会の設置及び委員の選任
- 日程第40 委員会付託の省略
- 日程第41 議案に対する質疑
- 日程第42 各常任委員会·特別委員会議案審查付託
- 日程第43 請願書の付議
- 日程第44 議会運営委員会請願審査付託
- 日程第45 散会

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
 - 1) 議長の諸般の報告
 - ①議長の会務報告
 - ②例月現金出納検査結果の報告
 - ③定期監査結果の報告
 - ④議員派遣の報告
 - 2) 町長の行政報告
 - ①町長の政務報告
- 日程第4 町長の施政方針説明
- 日程第5 議案第3号 令和4年度木城町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第6 議案第4号 令和4年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第7 議案第5号 令和4年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第8 議案第6号 令和4年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第9 議案第7号 令和4年度木城町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第10 議案第8号 令和4年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第9号 木城日々新まちづくり条例の制定について
- 日程第12 議案第10号 木城町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第13 議案第11号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第12号 木城町ろうふく農園条例の制定について
- 日程第15 議案第13号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関

する条例の制定について

日程第16 議案第14号 木城町議会議員及び木城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関 する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 議案第15号 木城町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18 議案第16号 木城町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て

日程第19 議案第17号 職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定につい て

日程第20 議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例の制定について

日程第21 議案第19号 木城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改 正する条例の制定について

日程第22 議案第20号 木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第23 議案第21号 木城町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

日程第24 議案第22号 木城町はり、きゅう、マッサージ等施術費助成に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

日程第25 議案第23号 木城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第26 議案第24号 木城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の制定について

日程第27 議案第25号 木城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の制定について

日程第28 議案第26号 令和5年度木城町一般会計予算

日程第29 議案第27号 令和5年度木城町国民健康保険事業特別会計予算

日程第30 議案第28号 令和5年度木城町介護保険特別会計予算

日程第31 議案第29号 令和5年度木城町後期高齢者医療特別会計予算

日程第32 議案第30号 令和5年度木城町簡易水道事業会計予算

日程第33 議案第31号 令和5年度木城町下水道事業会計予算

日程第34 議案第32号 西都児湯情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体 の数の増加及び西都児湯情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約 の変更について 日程第35 議案第33号 国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託に関する規約の廃止 について

日程第36 議案第34号 木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第37 議案第35号 木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第38 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第39 予算審査特別委員会の設置及び委員の選任

日程第40 委員会付託の省略

日程第41 議案に対する質疑

日程第42 各常任委員会·特別委員会議案審查付託

日程第43 請願書の付議

日程第44 議会運営委員会請願審査付託

日程第45 散会

出席議員(9名)

1番 久保富士子君 2番 桑原 勝広君

3番 森 伸夫君 5番 眞鍋 博君

6番 神田 直人君 7番 黒木 泰三君

8番 後藤 和実君 9番 甲斐 政治君

11番 中武 良雄君

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 藤井 学君 議事調査係長 内野宮克俊君

書 記 池田真那海君

説明のため出席した者の職氏名

教育長 …… 恵利 修二君 総務財政課長 … 河野 浩俊君

会計管理者 …… 壱岐 和寿君 まちづくり推進課長 … 西田 誠司君

環境整備課長 …… 長友 渉君 教育課長 …… 黒木 宏樹君

町民課長 …… 平野 大輔君 産業振興課長 …… 三隅 秀俊君

代表監査委員 …… 桑原 正憲君

午前9時00分開会

○事務局長(藤井 学君) 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、 電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度、ご確認ください。

それでは皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長(中武 良雄) おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は9名です。 ただいまから、令和5年第2回木城町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

なお、本日の会議においては、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、換気を行い、議場 内においては、マスクの着用及び消毒の徹底にご協力いただきますようお願いいたします。

令和5年第2回木城町議会定例会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、2月27日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(中武 良雄) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、黒木泰三君、8番、後藤和実君 を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長(中武 良雄) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月13日までの11日間にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月13日 までの11日間に決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長(中武 良雄) 日程第3、諸報告を行います。

これより、議長の諸般の報告について、議長の会務報告、例月現金出納検査結果の報告、定期 監査結果の報告、議員派遣の報告を行います。

まず、議長の会務報告を行います。

別紙議長の会務報告により、主なものを報告いたします。

3月に入り、寒い冬が終わりを告げ、梅の花が咲き、やがて草木や動植物が冬眠から目覚め、 活動期になろうとしております。

先月初旬に、トルコ・シリア大地震が発生して、今なお余震が続いております。日本として、 早急に支援体制が望まれます。被災された方に対しまして、心からお悔やみを申し上げます。

また、ロシアのウクライナ侵攻が1年を過ぎましたが、終息の見通しがありません。早い終息 を願う次第です。

国内におきましては、新型コロナウイルス感染も、マスク着用が3月13日より個人の判断になります。また、5月8日より、感染症法上の分類が2類から5類に引き下げられますが、まだ終息したわけではありませんので、状況に応じて感染対策は心がけていきたいものです。

それでは、12月定例議会後の会務報告をいたします。

12月21日、川南町総合福祉センターにおいて、木城・川南・都農の議員さんで合同研修会が実施され、昨年10月にオープンしました川南町総合福祉センターの概要について職員さんに説明をお聞きしました。福祉関係の業務を1か所に集合させ、効率化を図るところによさを感じたところです。

12月26日、西都児湯クリーンセンターにて、令和4年第3回西都児湯環境整備事務組合議会定例会が実施され、桑原総務常任委員長と出席いたしました。令和3年度の一般会計歳入歳出決算を認定、一般会計補正を可決したところです。

その後、同じ場所にて、令和4年第3回一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団議会定例会が実施され、令和3年度の歳入歳出決算を認定、また、監査委員に高鍋町の岩永修一さんを選任し、 今後の課題について協議したところです。

12月27日、東児湯消防組合において、令和4年第2回宮崎県東児湯消防組合議会定例会が実施され、桑原総務常任委員長と出席しました。副議長改選で高鍋町議会の永友良和議長を選任いたしました。

そのほか、令和3年度一般会計歳入歳出決算を認定、条例案3件、4年度補正予算を可決いた しました。

12月28日、新しく新田原基地に赴任されました第5空団司令兼新田原基地司令の空将補、

藤永国博氏が来庁され、町長応接室にて着任挨拶があったところです。

えほんの郷、川原自然公園、木城温泉館湯ららを私的に伺いたいと、また、高城合戦について も興味があると話していただき嬉しく思いました。

令和5年1月1日、令和5年二十歳のつどいがリバリスホールにて実施されました。昨年の 4月より成人年齢が18歳に引き下げられましたが、本町においては今までと同じで二十歳の年 齢に達した方に対して実施することとしております。感謝の気持ちを常に持ち続けてくださいと、 お祝いの言葉を捧げたところであります。

1月4日、令和5年木城町役場仕事始め式が役場3階にて全職員を集めて実施されました。職員の皆さんには健康に留意され、町民の福祉向上に精励していただくようお願いしたところであります。

同じく午後より、商工会館において40名の参加で木城町新年賀詞交歓会が実施されました。 森副議長と参加いたしました。コロナ禍であり、規模縮小でありましたが、実施されてよかった と思っております。

1月5日から6日にかけ町長以下6名にて、県庁、西都児湯管内の公的機関や誘致企業等に訪問して、今までのお礼等を含め新年の挨拶表敬訪問したところであります。

1月22日、第51回新春ジョギング大会が木城町総合運動場にて実施されました。昨年は中 止となりましたが、今年は約300名の参加があり、天候にも恵まれ、選手の方には記録挑戦に 臨んでいただきました。ただ、コロナ禍により飲食等の提供ができないのが残念に思いました。

1月23日、町長応接室にて、故原博元議員の叙勲・叙位の伝達式がご家族を迎えてありました。

1月24日、25日、町長以下3名で宮崎県東京事務所、農林水産省農政局、県選出国会議員、 ふるさと財団を訪問し、年始の挨拶や今後の取組についてお願いしたところであります。

1月27日、宮崎県町村議会議長会時局講演会が高鍋町のたかしんホールにて実施され、全議員と事務局職員で参加いたしました。講師に食環境ジャーナリストの金丸弘美氏をお招きして、「地元の力が未来を創る、ヒト・カネ・コトが持続するローカルからの変革」と題して講演をいただきました。

2月3日、令和5年第1回木城町議会臨時会が実施され、令和4年度一般会計補正予算、木城 町道路線の認定について協議し、2件とも可決されました。

2月6日、役場3階大会議室にて令和4年度木城町教育功労賞表彰式及び木城町教育研究報告会が実施されました。教育功労賞表彰に、故黒木逸郎氏が木城っ子安全守る隊として、長年登下校の子供たちの安全を守っていただいたことに対して表彰を受けられました。ほかに1団体1名の方が表彰を受けられ、先生方の教育研究の報告等もありました。授業の傍ら研究に努力される

姿に感謝いたしております。

2月11日、川南町のサンA川南文化ホールにて、川南町町制施行70周年記念式典があり、町長と参加いたしました。

2月13日、西都児湯クリーンセンターにて、令和5年第1回西都児湯環境整備事務組合議会定例会が実施され、桑原総務常任委員長と出席いたしました。条例の制定2件、一般会計予算、他1件が可決されました。今年度の予算が約9億8,000万円と、昨年より約6,500万円の増加です。今後においても宮崎市にあるクリーンセンターの改修費用等の負担増が懸念されるところであります。

同じく13日、西都児湯クリーンセンターにて、令和5年第1回一ツ瀬川営農飲雑用水広域水 道企業団議会定例会が実施されました。会計予算、条例3件、規約の変更1件を全て可決いたし ました。

2月14日、西都市役所にて児湯郡(市)町村議会議長会が実施され、令和5年度の収支予算、 行事計画等を審議したところです。その後、西都児湯の県議会議員4名の方をお招きして、4年 ぶりに意見交換会を実施いたしました。私としては、松尾ダムの流木撤去等の対策を申し上げた ところであります。

2月15日、町長応接室にて、増田工務店・桑原建設社長が来庁され、義務教育学校校舎建設 の完了報告がありました。工期期間内に、コロナ禍また資材高騰の中において大きな事故もなく 完成したことに対しまして、お礼と感謝を申し上げたところです。

2月16日、宮崎観光ホテルにて、宮崎県町村議会議長会第74回定期総会が実施されました。 副会長に高鍋町議会の永友良和議長を選任し、令和5年度の予算、事業計画、町村負担金分賦、 議員互助会予算について協議したところです。表彰もあり、本議会では15年以上在職者として 甲斐政治議員、12年以上に後藤和実議員が表彰されました。

その後、宮崎公立大学学長の有馬晋作氏をお招きして、「地方自治の歴史を振り返る」と題して講演をいただきました。

2月27日、東児湯消防組合にて令和5年第1回宮崎県東児湯消防組合議会定例会が実施され、 桑原総務常任委員長と出席いたしました。今回は、規約の変更1件、条例の改正と制定2件、令 和4年度補正予算1件、令和5年度一般会計予算1件が全て可決されました。5年度は職員2名 減ですが、職員の給与、手当等が増加して予算も増加となっております。

以上で、議長の会務報告を終わります。

次に、例月現金出納検査結果の報告、定期監査結果の報告については、別紙がお手元に配付してありますので、それにより報告に代えます。

次に、議員派遣の報告を行います。

会議規則第127条第1項の規定により、議員派遣された件は、別紙、議員派遣の報告のとおりであります。

報告書1番、宮崎県町村議会議長会時局講演会の件については、先ほど議長の会務報告の中で 報告いたしましたので、省略いたします。

以上で、議員派遣の報告が終わりました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告を行います。町長の政務報告について、町長の報告を求めます。町長。

〇町長(半渡 英俊君) 本日、令和5年第2回木城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、新型コロナウイルス感染症4年目の春を迎え、行動自粛等が緩和されている中、さらには年度末を控え諸事ご多用の中にご出席を頂き、ご審議賜りますことを厚くお礼申し上げます。

日頃から、議員の皆様には町政運営、そして現下の新型コロナウイルス感染症対策にご理解、 ご協力、ご指導頂いておりますことに、心から感謝を申し上げます。

本定例会におきましては、補正予算6件、条例19件、当初予算6件、その他2件、諮問1件、 合わせまして34件の付議事件のご審議をお願い申し上げます。

付議事件の内容につきましては、提案理由のところでご説明させていただきたいと存じます。 ご審議くださいまして、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

まず、政務報告の前に6点報告をさせていただきます。

1点目は、12月議会以降の新型コロナウイルス感染症対策等についてであります。

国内初の新型コロナウイルス感染症が令和2年1月15日に、宮崎県におきましては3月4日 に確認をされ、4年目を迎えたところであります。

これまで感染の波を繰り返し、町民生活と社会活動及び経済活動に甚大な影響を及ぼしております。

そういった中に、国は5月8日から、2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類に移行することを決定され、マスクの着用につきましても、3月13日から緩和されることになりました。 県内におきましては、12月27日から2月7日まで医療非常事態宣言を発令した中で、1月4日には新規感染者数が過去最多の4,498人が新規陽性者と確認をされたところであります。 2月8日からは医療緊急警報に、21日からは医療警報に引き下げられ、昨日警報が解除され、今日からは警報なしとなったところであります。

しかしながら、行動要請はこれまで通りであります。しかも、マスクの着用と非着用が入り混じった生活の始まりでもありますが、一人一人のさらなる感染予防対策が求められてくるものと思っております。引き続き、フェーズごとに最良最適の判断・決断をしながら、感染症対策と社

会・経済対策を臨機応変に講じてまいります。

2点目は、一般財団法人地域総合整備財団、いわゆるふるさと財団の取組支援事業であります 地域再生マネージャー事業に令和5年度から取り組んでまいります。

令和5年2月1日付で、一般財団法人地域総合整備財団から採択をする旨の選考結果の通知が ありました。当面、事業に関する業務窓口は、総務財政課で担当してまいります。

木城町単独での持続的発展及び住んでよかったというまちづくりは、待ったなしの喫緊の課題だと考えております。まずは、中之又地区から、地域創生から地域再生という視点でもって、地域の自立的活動及び雇用創出の仕組みづくりに挑戦実行してまいります。

詳細な取組につきましては、6月議会でご説明させていただきたいと思います。

3点目は、既に国指定となっています西都市の銀鏡神楽に加えまして、西米良村の越野尾、村所、小川神楽と、西都市の尾八重神楽、それから木城町の中之又神楽が「米良の神楽」として、国の重要無形民俗文化財に指定されることになり、今月22日に指定認証交付式が文部科学省で行われることになりました。

平成29年1月27日に、西米良村の越野尾、村所、小川神楽と、西都市の尾八重神楽、そして木城町の中之又神楽が記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択され、国指定に向けて活動がなされてきたところであります。

結果として、一ツ瀬川上流域に位置し、菊池氏が治めていた米良山に伝わる神楽が国指定となったものであります。国指定に向けてご尽力を賜りました関係者の熱意とご努力に敬意と感謝を申し上げますとともに、今後、継続的発展・継承の面から、神楽を通じた地域の活性化を支援してまいりたいと考えております。

4点目は、令和5年度の省庁の初任者行政研修における地方自治体実地体験として、4名が木 城町で研修を行うことが決定いたしました。期間は、7月3日から4日までの2日間であります が、宮崎県内では都城市、西都市、三股町、国富町、綾町、木城町の2市4町であります。

本省におきまして政策の企画立案に従事する新規採用職員、いわゆるキャリア組と言われる
方々ですので、お互いに刺激と気づきがたくさんあるものと期待をしているところであります。

5点目は、NHKの「巡回ラジオ体操・みんなの体操会」が、木城町で8月16日、総合運動場グラウンドで開催されることが決定をいたしました。町制施行50周年の記念イベントとして、さらには、町民の健康意識の啓発と木城町の存在感のアップにつながればと思っているところであります。

6点目は、故長友和吉様が預託されました文化財問題の件であります。

12月議会定例会以降の経過等であります。教育委員会が主体となり、たかなべ法律事務所の高橋康朗弁護士に木城町の交渉代理人となっていただいております。

当初12名の相続人でありましたが、このうち1名の方がお亡くなりになり、その方の相続人 2名を加えますと、故長友和吉様の相続人としては13名となっております。

これまで13名の相続人に対しまして、謝罪と賠償金をお示しした上で、個別に和解解決を図ってきておりまして、現在9名の方々に謝罪をして賠償金を支払い、和解契約を締結しております。

残りの4名の相続人につきましては、和解の同意が取れていません。今後も引き続き謝罪と賠償金をお示しした上で、和解交渉を継続して解決を図ってまいります。

それでは、昨年の12月議会定例会以降の政務について、主な事項のみ、お手元の政務報告により、報告をさせていただきます。

1ページを御覧ください。

初めに、12月17日でございます。平成28年度から健康寿命の取組や地域コミュニテイーづくりの連携協定をしております九州保健福祉大学の2年生43名が、町内の地域生活課題と解決方策についてのアクションプラン発表会がリバリスで開催をされました。

町内8地区においてフィールド調査を行い、若者世代視点や学生目線で地域福祉のあり様や生活課題を掘り起こして、その解決策を発表してくれました。たくさんの気づきを頂きましたので、今後、検討した上で具現化を図ってまいりたいと考えております。議会からは中武議長のみが参加をされておられました。

次に、19日でございます。宮崎県治山林道協会の公益事業であります「みどりの文庫」として金20万円が、また、2月13日には故神野源生氏のご遺族から金100万円が贈呈をされ、4月開校予定のみどりの杜木城学園に贈呈をされたところであります。みどりの杜木城学園に通う木城っ子の健全な育成に資するものと思っております。

次に、23日でございます。午前中に、木城町総合教育会議を開催いたしました。木城小中学校の2学期の状況につきましては、大きな問題点もなく、明るく元気あふれる学校の様子の報告を受けたところであります。みどりの杜木城学園の開校記念セレモニー及び開校宣言式は、4月10日に実施することを決定いたしました。

午後7時からは、木城町消防団の年末年始特別警戒出発式を役場駐車場で行いました。吉良団長の下、昼夜分かたずの消防団活動に加え、1月13日まで夜警を行っていただきました。コロナ禍にあっても、毎年、町民の安心、安全を担っていただいていることに対しまして、敬意と感謝を申し上げました。

次に、27日は、12月議会で同意頂きました、金永俊一教育委員の委嘱状交付式を行いました。2期目の教育委員就任であり、任期は12月27日から令和8年12月26日までの4年間であります。

次に、癸卯のうさぎ年の1月1日、日本一早い成人式、日本一誇らしい、凛とした二十歳のつどいで、木城町が始動をいたしました。民法改正により、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられましたが、木城町では令和5年以降もこれまでどおり20歳の方を対象に「二十歳のつどい」として、式典を開催することにいたしました。新型コロナウイルス感染症のため規模を縮小して、73名のうち33名の参加を得て「木城町二十歳のつどい」を執り行いました。

新成人者の考案により、サブタイトルは「これから歩む輝跡に乾杯」、苦しい時期を乗り越えて皆でこれからの輝跡に乾杯を上げようという思いから名付けられたそうであります。生まれ育った木城町で、支えていただいた多くの方々に感謝し、新成人の今後の歩みをみんなで応援できるような式典だったと思っております。

次に、4日でございます。中武良雄議長、後藤ミホ農業委員会会長にご臨席を賜り、令和5年 木城町仕事始め式を執り行いました。

職員には、これまでの努力が実を結び、勢いよく成長し飛躍するような年になると言われる癸 卯のうさぎ年にちなみ、希望に満ちた成長の礎の年となるよう、感染防止対策と地域経済回復を 両立させ、町民の命を守り、暮らしを支えていくことの決意を共有いたしました。

また、町制施行50周年、義務教育学校の開校、中之又地区の地域再生事業など、温故知新と 挑戦の心持ちで、職員一丸となって取り組んでいくよう訓示をいたしました。

併せまして、臨機応変に、フェーズごとに最良最適の判断や決断をし、町民の満足度と幸福度 を高めるため、木城町をよくするために職務に精を出していただくよう、訓示をいたしたところ であります。

5日から6日にかけまして、中武議長にもご同行頂き、日隈副知事、永山副知事、黒木教育長、中野県議会議長、国交省宮崎河川国道事務所はじめ関係機関等を表敬訪問し、年始挨拶を行いました。県と関係機関との連携による新型コロナウイルス感染症対策への取組と、木城町のまちづくり及び義務教育学校への支援・助言をお願いしたところであります。

次に、9日でございますが、第13回宮崎県市町村対抗駅伝競走大会が、今年も規模を縮小して開催されました。市町村1チームの参加で、12区間39.2キロメートルで行われ、木城町は25チーム中21位、記録は2時間27分4秒でした。

なお、前大会記録より4分29秒タイムを縮めて、走姿顕心賞を受賞しております。

次に、10日でございます。9日に川南町の養鶏場で鳥インフルエンザが発生し、木城町は半径3キロから10キロ内の搬出制限区域に該当しましたので、木城町家畜伝染病防疫対策本部を 設置いたしました。

町内の農揚に対しましては、防疫の徹底と発生予防及びまん延防止の措置を講じるよう指導す

るとともに、児湯農協木城支所に消毒ポイントを設置したところであります。町内での発生はなく、27日に搬出制限区域が解除されました。

2ページを御覧ください。

11日でございます。江藤拓元農林水産大臣を迎えて、令和5年新春初子牛せり市が開催されました。710頭の上場があり、去勢の平均売却価格は67万円、雌は59万4,000円でした。前回の12月期せり市と比較しますと、去勢が2,000円の増、雌が1万3,000円の減でありました。

木城町の成績でありますが、去勢が67万5,400円、雌が59万8,854円でありました。 郡平均と同じような結果であります。

次に、16日から30日まで、令和5年度当初予算の査定を行いました。SDGsの理念を反映した、安心安全の町づくり、町民が主役の町づくり、教育の町づくり、そして、新型コロナウイルス感染症対策と地域経済活動の両立を図り、ポストコロナ社会への新しい社会の実現を目指した予算編成とするべく、査定を行ったところであります。

なお、査定をいたしました当初骨格予算案は、今議会に上程させていただいております。

次に、21日でございますが、2022九州オルレフェア宮崎・小丸川コースが開催されました。新型コロナウイルス感染症対策のため、100名限定で参加者を募り、比木神社から鴫野の浜までの13.4キロメートルのコースに、韓国からの参加者も含めて92名の参加がありました。

なお、2月18日には、社団法人済州オルレが企画されました2023九州オルレに、韓国から18名の参加者を得て、宮崎・小丸川コースのトレッキングがあり、歓迎をいたしました。宮崎・小丸川コースは、交流人口、関係人口につながる観光資源になるものと強く確信をいたしました。

次に、22日でございますが、第51回木城町新春ジョギング大会が、遠くは諸塚村から、 6歳から76歳まで329名の参加を得て2年ぶりに開催をされたところであります。

次に、23日でございますが、11月10日にご逝去されました元町議会議長の原博様に、内閣総理大臣から旭日単光章が授与され、中武議長とともに死亡叙勲伝達をいたしました。

次に、24日から26日まで上京をいたしました。24日及び25日は中武議長にもご同行頂き、宮崎県東京事務所及び地元選出国会議員への年始表敬挨拶、農林水産省では施設園芸に関する要望活動、そして、ふるさと財団では、地域再生事業に対する採択についての要望をいたしました。

言うまでもなく、地方再生は待ったなしの状況だと認識をしております。木城町全体が限界集落とならないよう、種をまいてまいります。

25日及び26日は、宮崎県町村会理事による地元選出国会議員への年始表敬訪問、国土交通 省及び総務省への要望活動に対するお礼等を行ったところであります。

次に、27日でございます。三井住友海上火災保険株式会社宮崎支社と損害調査結果の提供及 び利用に関する協定書を締結いたしました。災害時の罹災証明書の迅速な発行等により、被災者 の早期復旧や生活再建につながるものと考えております。

次に、政務報告には記載はありませんけれども、28日に木城町と南九州大学との包括的連携 事業、学校周辺施設整備計画のための第1回ワークショップを行いました。

今後、精力的に南九州大学、保護者代表、関係団体代表、関係課職員で、学校内及び周辺の緑化・公園整備について、基本構想などを取りまとめていただくことになっております。

次に、2月2日でございますが、学校給食業務を委託しております株式会社日米クックと意見 交換を行い、給食に地場産品及び有機農畜産物の食材利用促進についての要望等をお願いいたし ました。

次に、3日でございますが、第1回木城町議会臨時会を開催させていただきました。国の出産・子育て応援給付金及び台風14号で被災しました町道・林道災害復旧工事費を主な内容とする一般会計補正予算並びに町道の認定を、原案のとおり可決を頂きました。お礼を申し上げます。臨機応変に、最良最適の判断をしながら、適時適切に対応してまいりたいと考えております。次に、4日でございます。木城温泉館湯らら入館者300万人達成記念式典に参加いたしました。2000年4月3日に開館し、これまでに2007年3月に100万人達成、2015年7月に200万人達成、2019年1月には250万人を達成してきておりました。

開館以来、コンスタントに年間13万人の入館客があります。この13万人につきましては、 最初の予定が11万人でありますので、大変、大きな数字だと思っております。弱アルカリ性単 純温泉の泉質のよさと、いろいろなイベントをされておりますので、そういった相乗効果の賜物 だと思っております。

3ページを御覧ください。

6日でございます。令和2年度から始めました木城町教育功労賞表彰式及び木城町教育研究報告会を開催いたしました。

コロナ禍で多方面にわたり制限が余儀なくされている中で、多年にわたり社会教育や学校教育の振興や側面からのご支援、木城っ子を育み育てるために、日頃から知恵と工夫を凝らしながらの教育実践や研究をされています方々を表彰するものであります。

受賞されました皆様方の支援や応援並びに教育実践や研究が、新たな義務教育学校の充実につながるものと申し上げました。また、自分の趣味や仕事以外に、プラス1やプラス2の活動や研究をされた皆様方に敬意を表したいと思います。

次に、9日でございますが、全国小さくても輝く自治体フォーラムの会の理事会がウェブ会議 方式で開催されました。

令和5年度のフォーラムの会は、5月12日から13日にかけまして、千葉県一宮町で開催されることになりました。令和6年度のフォーラムは、木城町での開催予定となっております。

次に、12日でこさいますが、4年目を迎えました鹿屋体育大学連携事業の事業成果報告会並びに運動・スポーツ講演会を実施いたしました。令和4年度は、成人向けの減量・運動教室と高齢者向けの健康運動教室を実施しておりまして、参加者においては、瞬発力・筋持久力・全身持久力の改善と体力年齢が伸びたことが報告をされたところであります。運動・社会参加・食事というこの3つから健康を意識して、日常生活を送ることの大事さを知ったところであります。

次に、16日でございます。吉良清志団長率いる木城町消防団が、九州地方整備局長から令和 4年9月の台風14号における水防活動に対し、令和4年度水防功労者表彰を授与されました。

緊急安全確保が発令された対象地域に対して、避難誘導を行い、住民の安全確保に努めたこと、 さらには、消防団のポンプを使用して、内水氾濫を未然に防いだことが評価されたものでありま す。

次に、17日です。宮崎県市町村総合事務組合議会定例会、宮崎県国土調査推進協議会及び宮崎県町村会並びに宮崎県地域振興対策協議会の定期総会が開催され、それぞれ令和5年度事業計画と会計予算を議決承認いたしました。併せまして、知事との意見交換会が3年ぶりに開催をされたところであります。

4ページを御覧ください。

24日でございますが、有限会社グリーンサービス・コスモス運営委員会の委員委嘱を行いま した。後藤ミホ農業委員会会長をはじめ、農業に関係する8名の方々に運営委員を委嘱いたしま した。

任期は2年で、グリーンサービス・コスモスの事業方針や管理運営上必要な事項などを審議していただきます。

次に、28日でございますが、木城町国民健康保険運営協議会を開催いたしました。今年度の 国保事業の状況等について報告した後、令和5年度の国保特別会計当初予算及び事業計画につい て説明をし、協議をいたしました。

なお、令和2年5月に策定されました国の国保運営方針並びに国保における納付金及び標準保険料の算定方法についてのガイドラインが示され、保険税水準の統一が喫緊の課題となってきております。

具体的には、国保税の算定方式について、これまで所得割・資産割・均等割・平等割の4方式から、今後は資産割をなくして所得割・均等割・平等割の3方式にするようになります。

今後、県の国保運営方針や準備期間、周知期間等を経て、税率等の改正を進めてまいります。 これまでどおり、相互扶助の精神に則り、宮崎県国保団体連合会及び宮崎県との連携を密にし、 保険財政の安定化や保険料の平準化を図ってまいります。

最後に、3月1日でありますが、高鍋町三役(町長・副町長・教育長)との行政懇談会を木城で開催をいたしました。小丸川文化圏をキーワードにしての事業及び安心安全のまちづくりに対する連携や協力関係を強固にするためであります。

以上で、政務報告を終わらせていただきます。

○議長(中武 良雄) 町長の行政報告が終わりました。

これで諸報告を終わります。

日程第4. 町長の施政方針説明

○議長(中武 良雄) 日程第4、町長の施政方針説明を行います。

これより町長の施政方針説明を求めます。町長。

○町長(半渡 英俊君) 令和5年第2回木城町議会定例会に当たり、令和5年度の町政運営に関する施政方針を申し上げ、議員各位はじめ町民の皆様のご理解を賜りたいと存じます。

我が国経済の先行きにつきましては、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、 緩やかな持ち直しが続いています。

その一方で、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇や、円安の 影響等によるエネルギー・食料価格の高騰、欧米各国の金融引き締めによる世界的な景気後退懸 念など、我が国経済を取り巻く環境には厳しさが増しています。

国の財政につきましては、国及び地方の長期債務残高がGDPの2倍程度に膨らみ、なおもさらなる累増が見込まれ、また国債費が毎年度の一般会計歳出総額の2割以上を占めるなど、引き続き厳しい状況にあります。

地方においては、社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応することが求められています。

地方創生、農林水産業の振興、質の高い教育の実現、観光や文化・芸術、スポーツの振興など、 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた地方活性化の取組が推進されています。

本町におきましても、これまで第5次木城町総合計画の下、産業振興、子育て支援、健康・福祉の充実、生活基盤の整備など、「みんなで創る明日に向けて翔くまち」を基本理念に、まちづくりを進めてきました。

固定資産税の減少により町税の減少が見込まれる中、将来を通し健全な財政運営を行うため、

自主財源の確保や歳出の精査による財政健全化、事務事業の改善等の行財政改革に引き続き努め なければなりません。

令和5年度予算は、ご承知のように、本年4月統一地方選挙が行われるため、経常的経費を中 心とした骨格予算で編成しております。その結果、令和5年度当初予算案につきましては、一般 会計47億8,300万円、特別会計24億215万円となります。

このうち、一般会計の歳入財源は、町税20億7,796万円、地方交付税4億4,000万円、 国庫支出金3億1,483万円、県支出金3億2,102万円、繰入金4億3,134万円、町債 1億9,500万円、その他10億285万円であります。

一般会計当初予算案の総額につきましては、前年度比19億7,500万円の減、29.2%減 の47億8,300万円を計上しております。これは、主に令和3年度、令和4年度の継続事業 としておりました義務教育学校校舎建設事業の校舎建設工事が終了したことによるものが主な減 少要因となっております。

その他、義務教育学校建設事業につきましては、旧校舎解体事業などとして、当初予算案に 1億8,500万円を計上しており、教育施設の環境整備を引き続き進めてまいります。

財源につきましては、地方債1億2,400万円、繰入金5,000万円を計上しております。 また、ふるさと納税につきましては、当初予算案に令和4年度当初予算同額の6億円を計上して おり、自主財源の確保、関係人口の増加に向けた取組を一層進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、新型コロナウイルス感染症対策等予備費を含 め、当初予算案に1億3,700万円を計上し、感染拡大の防止策と地域経済対策を講じること としております。財源につきましては、国庫支出金643万円、繰入金123万円を計上し、必 要な対策を講じてまいります。

以上、令和5年度の施政方針と当初予算案の概要についてご説明いたしました。

引き続き、町民本位の福祉向上と地域の振興、教育の充実、農林業活性化を図り、今後さらに 地方創生の推進や防災・減災対策、社会保障関係費の増加等に対応するため、町民の皆様のご理 解とご協力が必要不可欠であり、未来を拓くまちづくりに取り組んでいくため、積極的に町政へ の提言等を行っていただきたいと思います。

議員各位におかれましては、なお一層のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げ、施政 方針といたします。

○議長(中武 良雄) これで町長の施政方針説明を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前9時47分休憩

午前9時57分再開

○議長(中武 良雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5. 議案第3号 日程第6. 議案第4号 日程第7. 議案第5号 日程第8. 議案第6号 日程第9. 議案第7号 日程第10. 議案第8号 日程第11. 議案第9号 日程第12. 議案第10号 日程第13. 議案第11号 日程第14. 議案第12号 日程第15. 議案第13号 日程第16. 議案第14号 <u>日程第17. 議案第15号</u> 日程第18. 議案第16号 日程第19. 議案第17号 日程第20. 議案第18号 日程第21. 議案第19号 日程第22. 議案第20号 日程第23. 議案第21号 日程第24. 議案第22号 日程第25. 議案第23号 日程第26. 議案第24号 日程第27. 議案第25号 日程第28. 議案第26号 日程第29. 議案第27号 日程第30. 議案第28号 日程第31. 議案第29号 日程第32. 議案第30号

日程第33. 議案第31号

日程第34. 議案第32号

日程第35. 議案第33号

日程第36. 議案第34号

日程第37. 議案第35号

日程第38. 諮問第1号

〇議長(中武 良雄) 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第5、議案第3号から日程第38、諮問第1号に至る議案については、朗 読は省略し、町長から一括して提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(半渡 英俊君) 提案理由を申し上げます。

ただいま上程頂きました議案第3号から議案第35号に至る33議案及び諮問第1号につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第3号。議案第3号は、令和4年度木城町一般会計補正予算(第9号)であります。

補正予算(第9号)は、予算の総額に歳入差出それぞれ4,174万7,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ75億2,156万9,000円にするものであります。

歳入の主なものは、寄附金増額8,100万円、地方交付税増額2,907万6,000円、財産収入増額1,400万円、町税増額1,348万1,000円、国庫支出金減額7,338万5,000円、町債減額2,470万円等であります。

歳出の主なものは、総務費増額1億4,536万5,000円、消防費増額5,286万1,000円、災害復旧費減額4,824万9,000円、民生費減額4,178万5,000円、教育費減額2,178万8,000円、農林水産業費減額1,714万7,000円、衛生費減額1,604万円等であります。

次に、議案第4号。議案第4号は、令和4年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)であります。

補正予算(第5号)は、予算の総額に歳入歳出それぞれ7,038万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ7億8,625万1,000円にするものであります。

歳入は、県支出金増額6,859万7,000円、国民健康保険税増額187万7,000円、 繰入金減額9万1,000円であります。

歳出は、保険給付費増額3,930万円、基金積立金増額2,332万5,000円、予備費増額775万8,000円であります。

次に、議案第5号。議案第5号は、令和4年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)であります。

補正予算(第5号)は、予算の総額に歳入歳出それぞれ940万円を追加し、予算の総額をそれぞれ1億5,910万2,000円にするものであります。

歳入は、使用料及び手数料増額940万円であります。

歳出は、予備費増額940万円であります。

次に、議案第6号。議案第6号は、令和4年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第5号) であります。

補正予算(第5号)は、予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、予算の総額をそれぞれ2億1,985万2,000円にするものであります。

歳入は、使用料及び手数料増額260万円、諸収入増額140万円であります。

歳出は、予備費増額400万円であります。

次に、議案第7号。議案第7号は、令和4年度木城町介護保険特別会計補正予算(第4号)であります。

補正予算(第4号)は、保険事業勘定の予算の歳入歳出をそれぞれ組み替えるもので、予算の 総額に変更はありません。

歳入は、繰入金増額1,723万2,000円、支払基金交付金減額1,723万2,000円であります。

歳出は、保険給付費増額650万円、地域支援事業費減額196万4,000円、予備費減額453万6,000円であります。

次に、議案第8号。議案第8号は、令和4年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)であります。

補正予算(第3号)は、予算の総額に歳入歳出それぞれ574万8,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ7,009万7,000円にするものであります。

歳入は、後期高齢者医療保険料増額574万8,000円であります。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金増額574万8,000円であります。

次に、議案第9号。議案第9号は、木城日々新まちづくり条例の制定についてであります。

本町は、令和5年度に町制施行50周年を迎えます。50周年の節目を迎えるに当たり、町民が主役のまちづくりを一層推進するため、町民、役場、議会の役割を定めるとともに、お互いが尊重し合い、連携して協働のまちづくりを推進していくことを目的として、条例を制定するものであります。

なお、この条例は、本町のまちづくりの基本理念を定めるものであり、広く町民にご理解頂く ために親しみやすい条例となるような名称にするとともに、です・ます調による文体を用いてお ります。 次に、議案第10号。議案第10号は、木城町個人情報保護法施行条例の制定についてであります。

個人情報保護法の改正に伴い、地方公共団体においても個人情報保護法が適用されるため、これまでの木城町個人情報保護条例及び木城町特定個人情報保護条例を廃止し、改正個人情報保護 法に対応する条例を制定するものであります。

次に、議案第11号。議案第11号は、職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてであります。

地方公務員法が改正され、令和5年度に定年を迎える職員から定年年齢が2年置きに1歳ずつ 引き上げられ、令和13年度に定年年齢が65歳になります。

高齢期を迎えた職員の加齢による身体的な事情への対応など多様な働き方を整備するため、地方公務員法第26条の3の規定に基づき、条例を制定するものであります。

次に、議案第12号。議案第12号は、木城町ろうふく農園条例の制定についてであります。

木城町老人福祉農園施設管理運営に関する条例により、長年、老人福祉農園を木城町老人福祉 農園利用者組合で管理運営をしていただいておりますが、経年の実情に合わせ、農園の名称を木 城町ろうふく農園に変更し、あわせて業務の改善を図るものであります。

次に、議案第13号。議案第13号は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例の制定についてであります。

地方公務員法が改正され、令和5年度に定年を迎える職員から定年年齢が2年置きに1歳ずつ引き上げられ、令和13年度に定年年齢が65歳になります。この定年引上げに伴い、関係する条例の整備を行うものであります。

なお、関係する条例は、1点目、木城町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正。2点目、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正。3点目、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正。4点目、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正。5点目、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正。6点目、木城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正。7点目、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正。8点目、職員の再任用に関する条例の廃止であります。

次に、議案第14号。議案第14号は、木城町議会議員及び木城町長の選挙における選挙運動 の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

公職選挙法施行令の一部改正により、公費負担に係る各単価が変更されました。本町の現条例における公費負担の単価は、公職選挙法施行令に準じて設定していることから、今回の変更に併せて条例の一部改正を行うものであります。

改正点は、選挙運動用自動車の使用、ビラ作成、ポスター作成の公費負担額について限度額を

引き上げるものであります。

次に、議案第15号。議案第15号は、木城町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

簡易水道事業及び下水道事業の各特別会計が令和5年度より公営企業会計へ移行することに伴い、決算時の審査の規定について、条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第16号。議案第16号は、木城町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方公務員法が改正され、令和5年度に定年を迎える職員から定年年齢が2年置きに1歳ずつ 引き上げられ、令和13年度に定年年齢が65歳になります。

この定年引上げに伴い、本町においても定年年齢を60歳から65歳に引き上げるなど必要な 改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第17号。議案第17号は、職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

総務省の地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて、及び内閣府の地方公共団体における押印見直しマニュアルに基づき、本町の行政手続について押印見直しを行うため、関係する条例の一部改正を行うものであります。

なお、関係する条例は、1点目、職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正。2点目、木城町 火入れに関する条例の一部改正。3点目、木城町育英資金貸付条例の一部改正。4点目、木城町 奨学金貸付基金条例の一部改正。5点目、木城町一時保育事業実施に関する条例の一部改正であ ります。

次に、議案第18号。議案第18号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

令和5年度から保育所医及び保育所歯科医の報酬を小中学校医及び小中学校歯科医と同額にするため、条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第19号。議案第19号は、木城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

令和4年度人事院勧告において、行政職給料表が平均0.3%引き上げられました。会計年度 任用職員の給料表は、一般職の給料表に準じて定められており、一般職と同様に平均0.3%引き上げるため、条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第20号。議案第20号は、木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、帳簿及び図面の謄写作成における航空写真つきの図面の謄写手数料について、

A4版を追加し、図面の大きさを限定するものであります。

また、図根点座標値の交付手数料及び筆界点座標値の交付手数料の種類を追加するものであります。

次に、議案第21号。議案第21号は、木城町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

個人情報保護法の改正に伴い、木城町における関係条例を見直す必要があることから、該当する部分について、条例の一部改正を行うものであります。

改正点は、これまで個人情報保護に関し、根拠法令を木城町個人情報保護条例としていたもの を、国の個人情報の保護に関する法律を根拠法令と規定するものであります。

次に、議案第22号。議案第22号は、木城町はり、きゅう、マッサージ等施術費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本条例は、町民の健康維持・増進を目的に、施術費の一部を助成しており、今回の改正は、より多くの町民の方々への利用促進を図るため、交付申請書と施術証明書様式を統一し、支給申請書として簡素化するものであります。

あわせまして、同規則の助成金の額についても、施術1日1回当たりの助成額を500円から1,000円に、ひと月当たりの助成限度回数を4回から2回に改めることにより、ひと月当たりの利用回数の少ない方にも利用促進を図り、より一層の町民の健康維持・増進につなげるものであります。

次に、議案第23号。議案第23号は、木城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

国のこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律により、子ども・子育て支援法第19条の規定が改正されたため、本条例において引用している条項箇所を改正するものであります。

また、本条例の第26条に規定しておりました懲戒に係る権限の濫用禁止に関する事項については、児童虐待の防止を図る観点から民法等の一部を改正する法律が公布・施行され、親権者の懲戒権に係る民法の規定が削除されたため、本条例の第26条の規定については削除するものであります。

次に、議案第24号。議案第24号は、木城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことにより、 家庭的保育事業等における児童の安全の確保に関する計画の策定が義務づけされました。国の省 令改正に伴い、市町村で定める本条例についても、安全計画の策定等に関する事項を追加するも のであり、あわせて感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に関する規定については必要な措置 が明確化されました。

また、条例第13条に規定しておりました懲戒に係る権限の濫用禁止に関する事項については、 児童虐待の防止を図る観点から民法等の一部を改正する法律が公布・施行され、親権者の懲戒権 に係る民法の規定が削除されたため、第13条の規定については削除するものであります。

次に、議案第25号。議案第25号は、木城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことにより、放課後児童健全育成事業における児童の安全の確保に関する計画の策定が義務づけられました。

国の省令改正に伴い、市町村で定める本条例についても、安全計画の策定等に関する事項を追加するものであります。

あわせて、業務継続計画の策定についても努力義務化されましたので、必要事項を追加すると ともに、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止については必要な措置が明確化されましたので、 その内容を追加して規定するものであります。

次に、議案第26号。議案第26号は、令和5年度木城町一般会計予算であります。

令和5年度予算は、歳入歳出それぞれ47億8,300万円を年間予算として編成し、前年度 予算額67億5,800万円に比較し、29.2%の減となりました。

歳入の性質別財源の割合では、自主財源が33億580万円で予算総額の69.1%を占め、 依存財源は14億7,720万円で30.9%となっています。

自主財源は、町税、寄附金、繰入金、使用料及び手数料、分担金及び負担金等が主なものであります。

依存財源は、国県支出金、地方交付税、町債、地方消費税交付金、地方譲与税等が主なものであります。

歳出の性質別割合では、義務的経費33.1%、一般行政経費60.9%、投資的経費6%となっております。

費目ごとの歳入歳出予算の概要につきましては、別添資料、令和5年度一般会計予算概要のと おりであります。

次に、議案第27号。議案第27号は、令和5年度木城町国民健康保険事業特別会計予算であります。

令和5年度予算は、歳入歳出それぞれ6億8,000万円を年間予算として編成し、前年度予算額7億1,000万円に比較し、4.2%の減となりました。

歳入の主なものは、国民健康保険税1億433万9,000円、県支出金4億9,256万

3,000円、繰入金7,723万1,000円等であります。

歳出の主なものは、総務費3,014万6,000円、保険給付費4億6,965万円、国民健 康保険事業費納付金1億5,356万4,000円等であります。

次に、議案第28号。議案第28号は、令和5年度木城町介護保険特別会計予算であります。 令和5年度予算は、保険事業勘定については、歳入歳出それぞれ7億4,800万円を年間予算として編成し、前年度予算額7億3,000万円に比較し、2.5%の増となりました。

保険事業勘定の歳入の主なものは、保険料1億1,652万1,000円、国庫支出金1億8,296万4,000円、支払基金交付金2億686万2,000円、繰入金1億4,648万9,000円等であります。

歳出の主なものは、総務費4,526万8,000円、保険給付費6億3,665万4,000円、 地域支援事業費6,083万9,000円等であります。

サービス事業勘定については、歳入歳出それぞれ1,300万円を年間予算として編成し、前年度予算額1,500万円に比較し、13.3%の減となりました。

サービス事業勘定の歳入の主なものは、サービス収入520万9,000円、繰入金777万6,000円等であります。

歳出の主なものは、サービス事業費902万3,000円、総務管理費323万5,000円等であります。

次に、議案第29号。議案第29号は、令和5年度木城町後期高齢者医療特別会計予算であります。

令和5年度予算は、歳入歳出それぞれ8,000万円を年間予算として編成し、前年度予算額6,800万円に比較し、17.6%の増となりました。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料4,477万5,000円、繰入金3,425万2,000円等であります。

歳出の主なものは、総務費817万5,000円、後期高齢者医療広域連合納付金7,085万3,000円等であります。

次に、議案第30号。議案第30号は、令和5年度木城町簡易水道事業会計予算であります。 令和5年度予算における収益的収入及び支出の収入は、料金収入及び一般会計繰入金など1億 4,784万円、支出は、浄水費及び水道施設修繕など1億3,640万9,000円であります。 資本的収入及び支出の収入は、企業債2億8,000万円、支出は、第2水源地整備、高城橋 配水管布設替え及び企業債償還など3億3,959万4,000円であります。

次に、議案第31号。議案第31号は、令和5年度木城町下水道事業会計予算であります。 令和5年度予算における収益的収入及び支出の収入は、料金収入及び一般会計繰入金など3億 258万3,000円、支出は、汚水処理施設維持管理及び企業債利子など3億248万2,000円であります。

資本的収入及び支出の収入は、国庫補助金及び企業債など520万円、支出は、マンホールポンプ更新工事及び企業債償還など1億266万7,000円であります。

次に、議案第32号。議案第32号は、西都児湯情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び西都児湯情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約の変更についてであります。

西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、宮崎県東児湯消防組合及び一 ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団が共同設置しております西都児湯情報公開・個人情報保護審 査会に、西都児湯環境整備事務組合、高鍋・木城衛生組合及び川南・都農衛生組合が新たに加わ ること、それに伴う共同設置規約の変更について、地方自治法第252条の7第2項の規定に基 づき関係する団体と協議したいので、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の 2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第33号。議案第33号は、国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託に関する規約の廃止についてであります。

木城町と川南町との国営造成施設管理体制整備促進事業が令和4年度をもって終了することに伴い、事務の委託事務についても同年度で終了するため、国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託に関する規約について、地方自治法第252条の14第2項の規定に基づき規約を廃止したいので、同条第3項の規定において準用する第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第1号。諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、これが侵犯された 場合は、その救済のため、速やかに適切な処置を取るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に 努めることを使命としております。

現在、委員としてご活動頂いております金永俊一氏が、令和5年6月30日をもって任期満了となりますが、再度、委員として金永俊一氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の 規定により議会の意見を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年間となっております。

次に、議案第34号。議案第34号は、木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制 定についてであります。

今回の改正は、国民健康保険法施行令の一部改正により、木城町国民健康保険税条例の一部を 改正するものであります。 主な改正点は、1点目に、国民健康保険税の課税限度額の引上げ、2点目に、国民健康保険税の軽減判定所得額の引上げ、3点目、特例対象被保険者等に係る申告時に提示する提示物の明確化などであります。

最後に、議案第35号。議案第35号は、木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制 定についてであります。

今回の改正は、健康保険法施行令等の一部改正により、木城町国民健康保険条例の一部を改正 するものであります。

一部改正の内容は、出産一時金の支給額について、現行40万8,000円を本年4月1日以降の分娩から8万円の引上げを行い、48万8,000円とするものであります。

なお、産科医療補償制度対象分娩の場合、その掛金1万2,000円を加え、合計で50万円の支給となります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして、可決及 び適任をしていただきますようお願い申し上げます。

○議長(中武 良雄) 町長の提案理由説明が終わりました。

日程第39.予算審査特別委員会の設置及び委員の選任

○議長(中武 良雄) 日程第39、予算審査特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。議案第26号令和5年度木城町一般会計予算から議案第31号令和5年度 木城町下水道事業会計予算は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託 して審査することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) ご異議なしと認めます。よって、議案第26号から議案第31号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

委員には、久保富士子君、桑原勝広君、森伸夫君、眞鍋博君、神田直人君、黒木泰三君、後藤 和実君、甲斐政治君、そして私、中武良雄を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) ご異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会の委員は、先ほど会議に諮って指名しました9名を選任することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第7条の規定により予算審査特別委員会を開催し、委員長、副委員長を互 選していただきますので、暫時休憩といたします。

午前10時33分休憩

.....

午前10時33分再開

○議長(中武 良雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の委員長、副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。 予算審査特別委員会委員長に森伸夫君、副委員長に眞鍋博君が互選されました。

日程第40. 委員会付託の省略

○議長(中武 良雄) 日程第40、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第3号から議案第8号及び諮問第1号に至る議案については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) ご異議なしと認めます。よって、議案第3号から議案第8号及び諮問第 1号に至る議案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第41 議案に対する質疑

○議長(中武 良雄) 日程第41、議案に対する質疑を行います。

これより提案されました議案第3号から諮問第1号に至る議案の一議案ごとの質疑を行います。 まず、議案第3号から議案第8号及び諮問第1号に至る議案については、委員会の付託を省略 することに決定いたしましたので、議案第3号から議案第8号に至る議案は日程を繰り上げ、質 疑、討論、採決までとし、採決は起立によることといたします。

また、諮問第1号の議案については、質疑を行い、討論、採決は最終日に行うことといたします。

次に、議案第9号から議案第35号に至る議案については、総括質疑といたします。 まず、議案第3号令和4年度木城町一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。 これより質疑を行います。議案第3号に対する質疑はありませんか。3番、森伸夫君。

○議員(3番 森 伸夫君) 参考までにお聞きしたいと思いますが、39ページの保健衛生費の中の一番下でありますが、健康増進事業費は減額補正ということでありますが、各種健診の中で特に特定健診を基本的な健康維持に必要な大事な健診だと考えておりますが、この特定健診に

ついては、対象町民の何%ぐらいが受診活用されているのか。これは資料があれば教えていただきたいと思います。

それから、49ページの文化財保護費の19万4,000円の内容を教えていただきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(中武 良雄) 町民課長。
- ○町民課長(平野 大輔君) 特定健診の受診率等についての問いだと思います。特定健診につきましては、現在出ているのが5月から2月6日までで実施しておりますが、これまでの間で698名の方が集団もしくは医療機関での特定健診の受診をされておりますが、うちこの中の数字には、後期高齢者の基本健診等の方も数字が含まれております。後期の方だけでいきますと285名の方が受けられているというような状況でございます。

以上です。

- 〇議長(中武 良雄) 3番、森伸夫君。
- ○議員(3番 森 伸夫君) 聞きたいのは、何名の方が対象者でおられて何名受検されたか、 どのくらいの受診率になっているのかというのが分かれば教えていただきたいんですけれど。
- 〇議長(中武 良雄) 町長。
- ○町長(半渡 英俊君) 健康マイレージの関係報酬費、それから健康診査の委託料については、 後で詳細な資料を提出させていただきたいと思います。なお、全体としましては、去年の健診率 だけ言いますと、昨年度よりか0.4%程度伸びているという報告を受けています。

以上です。後で提出させていただきます。

- 〇議長(中武 良雄) 教育課長。
- ○教育課長(黒木 宏樹君) 49ページの文化財保護費についてですが、これについては先ほど町長の政務報告でもありましたが、中之又神楽が米良の神楽に含んで国の重要無形民俗文化財に指定されますので、その指定交付式に行く旅費になります。中之又神楽の代表者2名と随行者1名、3名分の旅費になります。

以上です。

- 〇議長(中武 良雄) 町民課長。
- ○町民課長(平野 大輔君) 特定健診の受診率ということでの問いについてのことですけれども、特定健診の対象者これは概算にはなってしまいますけれども、948名の方がいらっしゃいます。うち現在までで令和4年度に限ってですけれども、47.68%の方が受診されております。特定健診に併せまして、先ほど少し申し上げましたが、後期高齢者の方、それから、わけもんの対象40歳以下の方ですね、そういった方も含まれますけれども、そういった方全員を含めますと、

健診対象者としては1,872名、受診率としては40.71%の状況でございます。 以上です。

- 〇議長(中武 良雄) 森伸夫君。
- ○議員(3番 森 伸夫君) 特定健診の受診率については、全国的にあまり高くない数字だというふうな情報は聞いておりますが、担当部署では、町民の健康維持のためにもろもろの対策をして大変ご苦労されているというふうに推察をいたしますが、今後どのようにこの利活用を高めていって町民の健康増進を図っていくか。そういった方向づけがあれば教えていただきたいと思います。
- 〇議長(中武 良雄) 町民課長。
- ○町民課長(平野 大輔君) 今後の特定健診の受診率の向上について、町民の健康維持についてということのご質問だと思います。これまで町民課のほう、国保のほうで特定健診をやってきておるわけですけれども、国の目標値が60%というふうに言われております。まだまだ受診率としてはこれに届かないというような状況でございますが、これまでに受診の案内はもちろんですけれども、受診勧奨、それから受診をされてこられていない方を対象としました新たな受診勧奨を行ってきておるところでございます。こういった受診率向上につきましてはどの市町村もそうでありますけれども、大変苦慮しておるとこではございますけれども、特定健診を受けられてご自身の健康の状態をまずは確認していただいて、早期発見・早期治療に努めていただいて健康維持のほうに改善、維持のほうに努めていただきたいと思っておるとこでございます。

以上です。

- ○議長(中武 良雄) ほかに質疑はありませんか。7番、黒木泰三君。
- ○議員(7番 黒木 泰三君) 33ページの積立金について、今後少子化も進むわけでございますが、運用というか活用をしていかなければならないと思いますけれども、この積立金についてどのような考えがあるのか質問をいたします。

それから、40ページの農業委員会の報酬について、内容をお聞かせ願いたいと思います。

- 〇議長(中武 良雄) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(河野 浩俊君) 33ページ、積立基金の方針ということでありますが、これに つきましては、例年、財政調整基金という漠然としたものから、どちらかというと目的基金という形での公共施設整備基金、ふるさと応援基金、こども未来基金、その他も目的基金ありますけれども、そういったものに移替えというものを行っております。財源、歳入歳出の差というのが どうしても年度末出てまいりますので、それに応じてというような形で、具体的にそれぞれの基金に応じて幾らということで決めておるところではなくて、例えば公共施設等整備基金につきましては、今回義務教育学校等建設とかもありましたけれども、今後は公共施設の老朽化とかに対

しての再整備について、そういったものに使ったりとか、そういった目的に応じた使い方をしていくということで基金を積み立てておるところでございます。

以上です。

- 〇議長(中武 良雄) 産業振興課長。
- O産業振興課長(三隅 秀俊君) 農業委員会費の報酬関係なんですが、こちらにつきましては、 国のほうから農地利用最適化交付金というのが交付されるのですが、こちらにつきましては農地 の集積、集約そういった活動、農業委員、農地利用最適化推進委員の活動に対して配分される交 付金ということになっております。この交付金につきましては、両委員の報酬にしか充てられな いということになっております。ということで、今回報酬のほうに予算計上をさせていただいて おります。

以上です。

○議長(中武 良雄) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 質疑なしと認めます。

これより議案第3号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(中武 良雄) 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号令和4年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第4号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 質疑なしと認めます。

これより議案第4号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(中武 良雄) 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定するこ

とに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(中武 良雄) 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号令和4年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第5号に対する質疑はありませんか。3番、森伸夫君。

- ○議員(3番 森 伸夫君) 4ページの繰越明許費の残留塩素計の更新工事ということでありますが、経過年数と内容を教えていただきたいと思います。
- 〇議長(中武 良雄) 環境整備課長。
- ○環境整備課長(長友 渉君) 川原地区低地区配水池残留塩素計ですが、法定年数で定めております10年を既に経過していて、かなり長く使用しております。それの更新事業になっております。

繰越明許となった理由につきましては、機器の半導体等の納入に期間を要するため繰越しとしております。

以上です。

○議長(中武 良雄) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 質疑なしと認めます。

これより議案第5号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに替成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(中武 良雄) 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号令和4年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第5号)を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第6号に対する質疑はありませんか。3番、森伸夫君。

- 〇議員 (3番 森 伸夫君) 11ページの雑入の内容を教えていただきたいと思います。
- 〇議長(中武 良雄) 環境整備課長。
- ○環境整備課長(長友 渉君) 雑入につきましては、消費税還付金の確定によるものとなって

おります。

以上です。

○議長(中武 良雄) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 質疑なしと認めます。

これより議案第6号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(中武 良雄) 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号令和4年度木城町介護保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。 これより質疑を行います。議案第7号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 質疑なしと認めます。

これより議案第7号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(中武 良雄) 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号令和4年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題といた します。

これより質疑を行います。議案第8号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 質疑なしと認めます。

これより議案第8号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(中武 良雄) 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。 これより質疑を行います。諮問第1号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 質疑なしと認めます。

続いて、議案第9号から議案第35号に至る議案に対する総括質疑を行います。 まず、議案第9号木城日々新まちづくり条例の制定についてを議題といたします。 議案第9号に対する総括質疑はありませんか。7番、黒木泰三君。

- ○議員(7番 黒木 泰三君) 町長の説明で50周年というようなことで分かったわけですけれども、この内容を見てみますと、非常に何といいますか、何十年も前からあってもいいような内容でありまして、今までこういう条例がなかったということだろうと思いますけれども、住民の意識向上のためにこれをつくられたのだろうと思いますけれども、そこ辺の具体的な説明をお願いしたいと思います。
- 〇議長(中武 良雄) 町長。
- ○町長(半渡 英俊君) まちづくり基本条例、いわゆる自治基本条例と言いますが、これは行政がつくる部分と、それから今般も議員のほうからの発議で出される議会基本条例、基本条例2つ、議会と執行部でつくるような形になるのが一番ベストであります。

なぜつくるのかというのは、今黒木議員がおっしゃった部分も含めて、やはり自分たちの町のことは自分たちでやっていくというのを、それぞれが、町民も、それから議会も、私たち執行部も三者が一緒になって連携してよりよいまちづくりをしていくというのを改めてそういったものを共有する、意識を共有する、それから醸成をしていく、それからそれぞれの役割分担を決めていくというのが基本条例の基となっております。先ほど言いましたように、そうであるために、執行部としては日々新まちづくり条例という形で名称も親しみやすい名称にしましたし、一つつの条文の中には、です・ます調を使ってみんなが親しめるようにということで条文をつくりました。これをつくりますと、あえて私たちもしっかりと、行政主体のまちづくりから、今度は住民主体のまちづくり、協働でのまちづくりにいくというのをあえて示すということで、よりよいまちづくりができるものと思っております。

これからも議会も今回つくられましたので、一緒になってよりよいまちづくりに取り組んでいきたいと思ったところであります。

以上です。

○議長(中武 良雄) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 質疑なしと認めます。

次に、議案第10号木城町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題といたします。

議案第10号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 質疑なしと認めます。

次に、議案第11号職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題といたします。 議案第11号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号木城町ろうふく農園条例の制定についてを議題といたします。

議案第12号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中武 良雄) 質疑なしと認めます。

次に、議案第13号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する 条例の制定についてを議題といたします。

議案第13号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 質疑なしと認めます。

次に、議案第14号木城町議会議員及び木城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第14号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 質疑なしと認めます。

次に、議案第15号木城町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第15号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 質疑なしと認めます。

次に、議案第16号木城町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを 議題といたします。

議案第16号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 質疑なしと認めます。

次に、議案第17号職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを 議題といたします。

議案第17号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 質疑なしと認めます。

次に、議案第18号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改 正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第18号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 質疑なしと認めます。

次に、議案第19号木城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第19号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 質疑なしと認めます。

次に、議案第20号木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といた します。

議案第20号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号木城町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第21号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号木城町はり、きゅう、マッサージ等施術費助成に関する条例の一部を改正

する条例の制定についてを議題といたします。

議案第22号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 質疑なしと認めます。

次に、議案第23号木城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第23号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 質疑なしと認めます。

次に、議案第24号木城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第24号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中武 良雄) 質疑なしと認めます。

次に、議案第25号木城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第25号に対する総括質疑はありませんか。3番、森伸夫君。

- ○議員(3番 森 伸夫君) すみません、1点教えていただきたいと思います。
 この条例にある事業の拠点というのはどこになるのか教えていただきたいと思います。
- 〇議長(中武 良雄) 福祉保健課長。
- **〇福祉保健課長(小野 浩司君)** この放課後児童健全育成事業というのが、現在椎木児童館内で 行っております放課後児童クラブの運営に係る分を規定するものであります。 以上です。
- 〇議長(中武 良雄) 森伸夫君。
- ○議員(3番 森 伸夫君) 拠点としては椎木児童館ということでありますが、条例第6条の2の安全計画の策定等の中で事業所の設備の安全点検ということでありますが、関連してお聞きしますが、椎木児童館は建物等設備の老朽化が進んでおります。衛生面での問題もあり、過年度より懸案事項ということで聞いておりますが、設備の安全面の点で私も若干疑問を持っておりますが、今後建物等の整備についてどのように進められていくのか。分かれば教えていただきたいと思います。
- 〇議長(中武 良雄) 町長。
- ○町長(半渡 英俊君) 椎木児童館については、おっしゃるように老朽化で耐用年数も大分来て

いますので、一応建て替えを念頭にして今計画をつくっているところであります。 5 年度中には そういった計画が示されるものと思っていますので、その折にはまた情報提供をしたいと思って います。

以上です。

○議長(中武 良雄) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 質疑なしと認めます。

次に、議案第26号令和5年度木城町一般会計予算を議題といたします。

議案第26号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 質疑なしと認めます。

次に、議案第27号令和5年度木城町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。 議案第27号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 質疑なしと認めます。

次に、議案第28号令和5年度木城町介護保険特別会計予算を議題といたします。

議案第28号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 質疑なしと認めます。

次に、議案第29号令和5年度木城町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。 議案第29号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 質疑なしと認めます。

次に、議案第30号令和5年度木城町簡易水道事業会計予算を議題といたします。

議案第30号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 質疑なしと認めます。

次に、議案第31号令和5年度木城町下水道事業会計予算を議題といたします。

議案第31号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 質疑なしと認めます。

次に、議案第32号西都児湯情報公開・個人情報保護審査会を共同設置する地方公共団体の数

の増加及び西都児湯情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

議案第32号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 質疑なしと認めます。

次に、議案第33号国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託に関する規約の廃止についてを議題といたします。

議案第33号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 質疑なしと認めます。

次に、議案第34号木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と いたします。

議案第34号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 質疑なしと認めます。

次に、議案第35号木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とい たします。

議案第35号に対する総括質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第9号から議案第35号に至る議案に対する総括質疑を終わります。

日程第42. 各常任委員会·特別委員会議案審査付託

〇議長(中武 良雄) 日程第42、各常任委員会・特別委員会議案審査付託を議題といたします。 お諮りいたします。第2回木城町議会定例会に付議されました議案の審査については、お手元 に各常任委員会・特別委員会付託議案審査日程表が配付してあります。このとおり、おのおのの 案件を各常任委員会・特別委員会に審査付託し、本会期中にその審査結果を求めたいと思います。 これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) ご異議なしと認めます。よって、議案第9号から議案第35号に至る議案 については、各常任委員会・特別委員会に審査付託することに決定いたしました。

日程第43. 請願書の付議

○議長(中武 良雄) 日程第43、請願書の付議を議題といたします。

本定例会で受理した請願は、お手元に配付いたしました請願文書表のとおりであります。

日程第44. 議会運営委員会請願審査付託

○議長(中武 良雄) 日程第44、議会運営委員会請願審査付託を議題といたします。

お諮りいたします。請願第1号令和4年第11回木城町議会定例会の一般質問での発言に関する請願書については、議会運営委員会に審査を付託し、本会期中にその審査結果を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(中武 良雄) ご異議なしと認めます。よって、請願第1号については、議会運営委員会 に審査付託することに決定いたしました。

日程第45. 散会

〇議長(中武 良雄) 日程第45、散会。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。明日4日から5日までは休会、6日月曜日は本 会議、午前9時開議で一般質問となっています。

本日は、これで散会といたします。議員の皆さんは控室のほうにお願いいたします。

〇事務局長(藤井 学君) 皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前11時09分散会